

令和4年3月22日

保護者 様

福島県立会津高等学校 PTA 会長 佐藤 有史  
校 長 鈴木 義祐

福島県高等学校 PTA 連合会高校生総合補償制度による  
地震に伴うケガ等への対応について

福島県高等学校 PTA 連合会（県高 P 連）の高校生総合補償制度に加入している生徒の中で、地震によるケガ等を負われた方がいる場合、通院・治療費等が補償の対象になりますので、下記までお問い合わせいただきますようご連絡をお願いします。（自転車総合補償制度のみの加入者の場合は、自転車の運転中以外は対象とはなりません。）

関連で、学校における新型コロナウイルスのクラスター発生が報じられておりますが、当制度では感染による入院、後遺症等への補償にも対応しておりますので、該当の生徒がおりましたらご連絡をお願いします。

なお、事故発生の日から30日以内にご連絡する必要があります。連絡がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

記

- 1 問合せ先 損保ジャパン事故サポートセンター  
電話：0120-727-110  
会津地区 損保ジャパン会津支社  
会津若松市白虎町 225 NK 会津ビル 3F  
電話：0242-24-6122
- 2 その他 当補償制度の詳細については、県高 P 連の HP にも掲載しておりますので、ご確認ください。  
(<https://www.fukushima-koupren/>)